慶應義塾大学学術情報リポジトリ
Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	C·ジョン·コロンブス著『海の國際法』(第四版)
Sub Title	C. John Colombos : The international law of the sea
Author	中村, 洸(Nakamura, Kō)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1960
Jtitle	法學研究 : 法律· 政治· 社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.33, No.8 (1960. 8) ,p.57- 61
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	紹介と批評
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19600815-0057

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

C. John Colombos:
The International Law of the Sea
Forth Revised Edition, 1959, pp. xvii+810
Longmans. London.

C・ジョン・コロンブス著

『海の國際法』（第四版）

一

海の國際法と題するコロンブスのこの勞作は、海洋の分野を扱つた國際法の著作のうちで、もつとも標準的な教科書である。本書の初版は、一九四三年に刊行されている。初版を生みだす直接の契機になつたのは、ホールの國際法の改訂者として知られているヒギンス（Pearce Higgins）の遺稿にあつたといわれる。

ヒギンスとの共著の形で本書が刊行され、時に應じて改訂を更ねるうちに、本書は、フランス、イタリー、ロシア、ドイツ、スペインの諸國語に飜譯され、極めて廣い範圍で讀まれるようになつた。とくにきわだつた問題意識を示すわけでもなく、また高度な學究的探索が企てられているわけでもないが、海に關する國際的規則のほとんどあらゆる分野の問題を、項目別に整理し、平易な解說を加えていることが、海の問題をあつかう人達に好感を以て推奬される結果になつている。

海の國際法は、海そのものと同じように不斷の動きのうちにある。著者は、第四版の序文でこのようにいい、第四版への增補改訂は、かなりの頁數に亙つて行われている。第三版（一九五四）以後、世界の各所で生じた海をめぐる國際事件、海の問題に關連した主要な國々の國內立法、第一回（一九五八）ジュネーブ海洋法國際會議の成果としての條約、その他諸國で新たに締結された條約、國際法學會や國際法協會その他の團體の最近の決議や勸告など、一九五九年までに學界、實務界で問題とされたほとんどあらゆる事態が、本書の傳統的な記述體系のうちで、てぎわよく整理されている。

第四版の改訂が、主として平時法の分野で行われている點を考慮し、また新しい諸問題を理解するという觀點から、紹介の筆を進めることにしよう。

二

一九五八年二月ジュネーブで開かれた海洋法國際會議について、著者は、總論的に、國際法委員會の價値ある準備的な仕事と周到な用意にもかかわらず、會議は、その起草者たちの期待を充たすことに失敗した、と述べている。その失敗は、領海の幅について協定に達しえなかつたことにあることはいうまでもない。しかしまた軍備縮少、核實驗、ミサイル實驗などの問題、とくに核實驗による公海の廣い海域の使用の問題について、會議で熱心な討議が行われ

たが、公海における核實驗に關する決議によつて、國連總會に適當な行動がとられるよう問題を付託したにとどまつた點なども考慮されているようである。

海洋の自由に關する、公海に關する條約第二條は、國際法學會一九二七年案、國際法協會一九二六年案を踏襲したものと認めているが、大陸棚に關する條約第一條については疑問を投げている。大陸棚に關する條約第一條は、大陸棚を定義して、上部水域の水深が二〇〇メートルまでのもの又はその限度をこえる場合には上部水域の水深が海底の區域の天然資源の開發を可能とするところまでのものと規定している。二〇〇メートルまでと大陸棚を定義し、沿岸國の主權的權利を認めることには著者は、實際上の理由もあり、地理學的觀念に合致することを認めているが、二〇〇メートル以上でも開發可能な場合には、選擇的に大陸棚として認める立前は、大陸棚の限界の正確な範圍、資源の利用の類型を、ともに不滿足な漠然かつ不確定なものとしたという見解を示している。

領海に對する沿岸國の權能並びに幅についての會議の成果について、著者は、領海及び接續水域に關する條約第一條の意味する沿岸國の領海に對する主權は、絶對的又は排他的ではないが、領海に對して沿岸國がもつ諸權利の正確な性質についての諸々の見解に何らの解決ももたらさなかつたと述べている。領海の幅について、海洋法會議においてイギリス代表によつて行われた提案に對する著者の見解は、次のように説明されている。會議において、イギリス代表は、領海の幅の限界は、六マイルを超えて擴大されてはならない。六マイルまでの擴大は、しかし三マイル外の軍艦を含む航空機及び船舶の現存の通航權に影響しないものとする、という提案を行つた。この顯著な提案は、策略的誤りによつて、かつ一つの妥協に達しようとする無益な努力において提出された。この提案が否決されたことは幸なことであつた。もしこの提案が、採擇されていたならば、非常に多くの優れたイギリスの政治家や法律家が、懸命に一世紀以上に亙つて戰つてきた領海三マイルの限界の傳統的規則は、危くされることになつたであろうといい、現狀は、國際法において唯一の一般的に認められた規則は、領海の幅は三マイルであり、三マイル外のすべての水域は公海であると認めている。そればかりでなく、著者は、三マイルの領海が、領海の至當な限界であり、三マイルは、他のいかなる幅よりも海洋自由の原則に從つていること、三マイル以上への擴大は、國際通商並びに航海のメデウムとしてこの海洋の使用に餘計な制限を課さざるをえなくなり、領海問題の退化的な解決を作りだすことになると主張している。

その他、ジュネーブ會議に採擇された條約との關係で、とくに問題とされているのは、灣、軍艦の領海通航權、防衛のための水域、

繼續追跡權などの問題である。灣については、二四マイルの閉切線、海岸の屈曲が灣としてあつかわれる條件の規定には、實行上困難が存在することが指摘されている。軍艦の無害通航權については、國際法委員會案にあつた沿岸國の事前の許可又は通告に從うという制度に、新しい條約が何もふれていないこと、このことは、事前の許可又は通告を、沿岸國は要求する權利がないと解釋されるとしている。防衛水域（Defence Zones）は、領海及び接續水域に關する條約第十六條三項の、特定區域でかつ一時的なものに限り認められるという解釋を示している。繼續追放權について、外國船が領海及び接續水域に關する條約第二四條にいう接續水域内にあれば、追跡は、かような水域が設けられた保護のための權利の侵害があつた場合にのみ行われるという見解を示している。

三　海洋法の法典化の問題で、一九五〇年以後のアメリカ諸國の法典化の傾向と内容の簡單な紹介及び合衆國の海戰法規の一九五五年の改訂が、比較的詳しく扱われている。領海の幅に關連して、ホンジュラス、チリー、エクワドル及びペルーの最近の要求に言及し二〇〇マイルの範圍まで各國が自然の富を保有し確保するため主權及び排他的管轄權を要求していることが記述される。とくにペルーについて、オナシス捕鯨船團のペルー沖約一六〇マイルにおける拿捕事件（一九五四）について、現在なお全般的に解決された譯でないが、このような常軌を逸した要求が、海洋自由の侵害を組成し、かつ國際法に明らかに矛盾することは眞實であるとしている。

トルーマン宣言の實施法令と解されているアメリカの一九五三年の二つの聯邦制定法、すなわち Submerged Land Act（1953・5・22）, Outer Continental Shelf Lands Act（1953・8・7）とが、實際には聯邦と州との大陸棚に對する權能の配分と競合關係を扱つた法規であるが、大陸棚制度の解釋に有用なものとして解説されている。更に群島（Archipelagos）の問題について、著者は、群島の部分を形成する島のグループは、一つの單位と考えられ、その領海の範圍は、群島のセンターから測られるというのが原則であるとしている。先頃日本の調査船の訪れたエクアドルのガラパゴス諸島は、一九五一年二月コロン群島として基線を確定し、領海十二マイルを、政府が宣言し、この宣言にアメリカが抗議していることが指摘されている。

主として現在イギリスが當面している課題を扱つた事項は、それなりにかなり詳細に事實關係の分析が行われている。海底トンネルの項で扱われているヨーロッパ大陸とイギリスとの間のトンネル建設の計畫、スエズ運河の問題、イギリスとアイスランドとの漁業紛爭、イギリス本國そのものではないが、オーストラリアと日本の眞珠貝漁業問題など、事件の實狀が正確に記述されている。たとえば

スエズ運河の問題についていえば、一九五四年のイギリス・エジプト間協定、パレスチナ紛爭、エジプトによる運河の國有化、國連の決議、イギリス・フランスのスエズ攻擊、一九五四年のイギリス・エジプト協定のエジプトによる廢棄、一九五七年エジプトの宣言といつた諸項に分つて、問題の經過と法的爭點が示されている。結論的に、著者は、七年の有効期間を以て締結された一九五四年の協定の一方的廢棄が何故に有効であるのかは議論の餘地がある。しかし一九五七年のエジプト宣言に、一八八八年のコンスタンチノープル條約の規定の限界内とその規定とに從つて、すべての諸國民のための自由にしてかつ妨害のない航行を提供しかつ保障することを決定している崇高な宣言は、嚴格に將來において固く守られることが望まれる、としている。日本とオーストラリアとの間の紛爭點の指摘も、客觀的に行われ、日本とオーストラリア兩國の間で問題を國際司法裁判所に付託することが原則として了解された。しかし裁判所へ事件を付託する正確な用語や條件が、兩國の間で解決されなかつたことまで述べられている。

四　一九五七年の國際法學會のアムステルダムの會期における決議を、解釋上援用している點として、商船に對し沿岸國の管轄權の及ぶ場合並びに商船の領海無害通航權には、船舶の通常の航海に附隨している場合又は不可抗力若しくは海難により必要とされるかぎりでの停船及び投錨の權利を含むとしたことなどがあげられる。

河川の章では、產業上の目的のための水力の利用問題が、二又はそれ以上の國々の利益に關係する事件を生じたことから、一九五二年のヨーロッパ經濟委員會、五七年の國際法學會、五六年の國際法協會で討議されたことが說明されている。とくに國際法協會のドブロブニックの會期で、水の合理的使用に對する各河岸國の權利、河川の水に對し各國の依存する程度、その他國際條約締結のための原則が採擇されている點に、解說が及んでいる。また實際に、ダム建設に伴う利害關係の對立を招いている河川として、インダス河、ナイル河、セントローレンス河、などがあげられている。

一九五八年ジュネーブ會議の第五委員會で討議された無海岸國（land locked countries）の海への接近の問題は、條約化されなかつたが、著者は、會議に先立つて行われた（一九五八・二・一〇―一四）準備會議のメモランダムに注目し、無沿岸國の、海に自由に接近する（free access）權利、海上旗（maritime flag）を掲げる權利、海洋諸國の船舶と同じ最惠國待遇をうける權利、海上輸送のための海港への自由運送の權利などの原則が、その內容として示されている。

航行、通商及び漁業の國際的規整の章では、極めて廣範な分野に亙る記述が見られる。船舶の衝突の場合の民事管轄權について規定

した一九五二年のブラッセル條約、海難救助に關する最近のイギリスの立法、國際海事委員會で立案され、海事法外交會議で採擇された船主責任などの規則案、更に密航者に關する條約、航海の安全のための國際ラジオ會議の勸告したラジオテレフォン制度の基準など專ら國際法というよりは、海商法その他の法分野の內容が說明されている。いわゆる flags of convenience の使用については、パナマ、ホンジュラス、リベリア、コスタリカといつた國の旗を便宜的に揭げるのは、稅金の回避や低賃金によるコストの減少を理由に、外國船所有者がそれらの國の單純な行政上の手續で許可を得た結果なのであるが、これに對して、著者は、ヨーロッパ經濟協力機構の海事運送委員會で違法とされ、また國際法委員會案も公海に關する條約も、國と國旗を揭げる船との間の眞正の關連が存在しなければならないとしている點から、違法という判斷を下している。

漁業の國際的規整をあつかつた章では、漁業の保存と規整のための地域的理事會についての說明が加えられた點以外には、內容的に顯著な改訂はないようである。ジュネーブ海洋法國際會議の海洋生物資源の保存に關する條約は、別段の價値評價を加えることなく、條文を引照する程度にとどめられている。また奴隷取引の問題については、公海に關する條約の關連條項が示されるほか、一九五八年の奴隷取引についての補充條約の內容、並びに奴隷取引を海賊と同一視すべきであるというイギリスの見解なども紹介されている。

五　ジョン・コロンブスの海の國際法は、海の國際法の系統的な解說書であり、學術書ではない。內容として說明されている見解のほとんどすべては、いわゆる通說的立場から問題を吟味する態度が一貫してとられている。このような意味から專門家にとつては、あくまで問題點を追究するという立場で貫かれていないために、不滿足な讀後感をもつかも知れない。あるいは、本書の傳統的見解が、わが國の外交實務家にとつて、イギリスと日本との海洋法意識の共通性から、均しく日本の海洋法に對する見解を支持するのに充分役立つ好適な文獻として迎えられるかも知れない。いずれにせよ海の國際法の全般的解說書が、現在のところ完結的なものとしては世界で全く存在しない以上、その有用性は測り知れないものがあるといわねばならぬ。スエズ運河問題、國際河川の利用權問題、無沿岸國の海洋利用の問題、更には領海の幅と關係したオナシス船團事件等々、新しい版において提供された素材をもとにして、これらの個々の問題の精密な分析と法的評價の研究が、わが國の學者の間でもとりあげられなければならないように思われる。本書は、なお後半を戰時法の分野にあてているが、紙數の關係でこの紹介では割愛することにした。

（中村　洸）